平成２６年（フ）第２９９号
千葉市中央区都町993番地21
債務者　野崎　雄也
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２５号
千葉県船橋市丸山１丁目33番11号
債務者　大木　博道
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５１号
千葉市緑区おゆみ野５丁目30番地５　エステートピアＣ―202号
債務者　野澤しのぶ
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
静岡県熱海市伊豆山665番地の７
債務者　堀口　成人
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
京都市左京区下鴨宮崎町59番地22、前住所大阪市住之江区平林北２丁目６番107号
債務者　神宮司　龍
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅13―101
債務者　伊東　大策
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４２５号
京都市右京区嵯峨観空寺久保殿町21番地５　プラシード嵯峨Ⅰ103号
債務者　山村英梨奈
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
京都市左京区下鴨芝本町49番地19　スペース下鴨306
債務者　堀野　精一
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
京都市上京区今出川通六軒町西入西上善寺町196番地
債務者　岩切　拓磨
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
京都府八幡市八幡小松20番地の２　1802
債務者　内藤　　明
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
京都府亀岡市篠町広田３丁目25番７号
債務者　野々村　卓
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１０６５号
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目1933番地の２―103号、申立時の住所大阪府大阪狭山市今熊３丁目735番地の13
債務者　藤木さゆり（旧姓房）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
堺市東区丈六238番地１　グリーンコーポ北野田408号
債務者　髙向　誠一
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
岡山県美作市吉152番地２
債務者　小林　正秀
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１４０号
高知市一宮東町５丁目21番39号　ＯＫマンション203
債務者　伊藤　兼也
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６９号
東京都調布市下石原３丁目69番地８メゾン進藤302
債務者　堀江壽美男
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
川崎市幸区南幸町２丁目31番地14　サンライズレジデンス101、前住所川崎市幸区神明町１丁目14番地　レジデンスヨシダ501
債務者　黒川　郁夫
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係